

視覚障がい者生活便利帳

松江版

平成25年3月

特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい編

目次

第1章 暮らしの基本情報.....	1
1. 公的機関.....	1
2. 眼科.....	3
3. ごみの出し方・分類.....	3
4. 虐待防止、人権、権利擁護.....	6
5. 選挙・投票の方法.....	6
6. 生活支援用具.....	7
7. 松江市広報.....	10
第2章 見えない方・見えにくい方に関連する福祉制度.....	12
1. 身体障害者手帳の交付.....	12
2. 補装具.....	14
3. 日常生活用具.....	14
4. 居宅介護・移動支援.....	17
5. 盲ろう者通訳介助員派遣制度.....	18
6. 盲導犬の貸与.....	18
7. NHKの受信料減免.....	19
8. 電話・郵便等の料金割引.....	19
9. 税金の減免措置.....	20
第3章 支援施設・関連団体.....	21
1. 視覚障がい者情報提供施設 ライトハウスライブラリー.....	21
2. 日本盲人会連合.....	21
3. 松江市視覚障害者協会.....	22
4. JRPS山陰支部（日本網膜色素変性症協会）.....	22
5. しまね盲ろう者友の会.....	22
6. 島根ハーネスの会.....	22
7. 島根県立盲学校.....	23
第4章 町を歩く手掛かり.....	24
1. 誘導鈴設置施設.....	24
2. エスコートゾーン・音響信号のある交差点.....	24
3. 各交通機関の割引制度.....	25

第5章 その他施設・企業の取り組み.....	27
1. 各金融機関の取り組み.....	27
2. てくてくラジオ.....	29
3. 生協しまねの取り組み.....	29
第6章 旅行に関する支援情報.....	30
1. JRの目の不自由なお客様への対応.....	30
2. 松江/山陰バリアフリースター.....	31
3. JBOS (ジェイボス)	32
第7章 防災情報.....	33
1. 防災メール.....	33
2. 災害時の避難場所.....	33
3. 災害時要援護者避難支援登録制度.....	34
第8章 ネットなどからの生活便利情報.....	35
1. 聞いて聞かせて (NHKラジオ)	35
2. 島根ボイスネット (メールリスト)	35
3. サピエ (ウェブサイト)	35
4. えみスマイル.....	36
参考サイト.....	37

最近、福祉制度の活用方法を知らない方、大人になってから目が不自由になる方が多いことに気づき、どのような形で福祉制度、福祉機器の情報が伝えられているか調査したところ、当事者が動かなければ情報をえることが困難であることがわかりました。

そこで、この度見えない方・見えにくい方のために生活に必要な情報を掲載した便利帳を作成し、福祉制度、企業の取り組みを紹介いたします。

なお、便利帳内に掲載している松江市内の施設の住所については、すべて「松江市」という表記を省略させていただきます。

また、電話番号では松江市の市街局番（0852）は省略させていただきます。

この情報誌が生活に何か困ったことがあったときの助けになればと願っております。

編集責任者 特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい 尾島栄子

第1章 暮らしの基本情報

1. 公的機関

1) 役所

- ・島根県庁 殿町1番地 電話：22-1111
- ・松江市役所 末次町86 電話：55-5555
- ・鹿島支所 鹿島町 佐陀本郷640番地1 電話：55-5700
- ・島根支所 島根町 加賀1175番地1 電話：55-5720
- ・美保関支所 美保関町 下宇部尾61番地2 電話：55-5740
- ・八雲支所 八雲町 西岩坂316番地 電話：55-5760
- ・玉湯支所 玉湯町 湯町1793番地 電話：55-5780
- ・宍道支所 宍道町 昭和1番地 電話：55-5800
- ・来待出張所 宍道町 上来待213番地1 電話：55-5811
- ・八束支所 八束町 波入2060番地 電話：55-5820
- ・東出雲支所 東出雲町 揖屋1142番地 電話：55-5840
- ・松江保健所 大輪町420 電話：23-1313
- ・島根県社会福祉協議会 東津田1741-3 電話：32-5970
- ・松江市社会福祉協議会 千鳥町70 電話：21-5773
- ・保健福祉総合センター（健康推進課） 乃白町32番地2 電話：60-8156

2) ガス・水道・交通局

- ・松江市水道局 北田町266番地 電話：55-4888
- ・松江市ガス局 平成町182番地42 電話：21-0011
- ・松江市交通局 平成町1751番地21 電話：60-1111

3) 交番 ※110番にかけて、地域の交番にまわしてもらうことができます

- ・松江駅前交番 朝日町478-18 電話：22-3254
- ・津田交番 東津田町1168-5 電話：21-4277
- ・古志原交番 古志原5丁目1-1 電話：22-3253
- ・乃木交番 田和山町80-1 電話：23-5259
- ・川津交番 学園2丁目30-8 電話：21-4794
- ・内中原交番 内中原町124-12 電話：21-4502
- ・比津交番 比津町459-1 電話：21-0705

4)消防施設 ※緊急時、火事や救急車は119番です。

- ・松江市消防本部・北消防署 松江市学園南1丁目17-3 電話：24-9933
- ・松江市南消防署 松江市矢田町250-199 電話：22-1191

5)公民館・集会所

- ・川津公民館 西川津町3405-5 電話：21-2349
- ・朝酌公民館 朝酌町92-1 電話：39-0646
- ・本庄公民館 本庄町463-3 電話：34-0504
- ・持田公民館 東持田町61 電話：21-3067
- ・城東公民館 北田町273 電話：27-5680
- ・城北公民館 北堀町43 電話：26-4437
- ・城西公民館 堂形町614 電話：26-2659
- ・法吉公民館 比津町308-4 電話：21-4966
- ・生馬公民館 西生馬町8 電話：36-8234
- ・古江公民館 古曾志町1517-3 電話：36-8054
- ・秋鹿公民館 岡本町70 電話：88-2001
- ・大野公民館 上大野町1855-1 電話：88-2051
- ・雑賀公民館 雑賀町677 電話：23-8179
- ・朝日公民館 東朝日町49 電話：21-3432
- ・白湯公民館 灘町1-57 電話：22-7147
- ・乃木公民館 浜乃木5丁目1-5 電話：21-4931
- ・忌部公民館 東忌部町899 電話：33-2010
- ・竹矢公民館 八幡町279-1 電話：37-0854
- ・津田公民館 東津田町1189-1 電話：26-4962
- ・大庭公民館 大庭町805-3 電話：24-8733
- ・古志原公民館 古志原4丁目6-30 電話：26-4436
- ・恵曇公民館 鹿島町恵曇1 電話：82-0475
- ・佐太公民館 鹿島町佐陀本郷650 電話：82-3031
- ・講武公民館 鹿島町北講武3-1 電話：82-0400
- ・御津公民館 鹿島町御津660-4 電話：82-1451
- ・島根公民館 島根町加賀1414 電話：85-2301
- ・美保関公民館 美保関町下宇部尾556-1 電話：72-3624
- ・八雲公民館 八雲町西岩坂316 電話：54-2478
- ・玉湯公民館 玉湯町湯町1796 電話：62-9111
- ・宍道公民館 宍道町佐々布204-4 電話：66-0811
- ・来待地区公民館 宍道町上来待212-1 電話：66-3554
- ・八束公民館（八束会館） 八束町波入2219-2 電話：76-3663
- ・東出雲中央公民館 東出雲町揖屋1139-2 電話：52-3297
- ・揖屋公民館 東出雲町揖屋1139-2 電話：52-3297

- ・出雲郷公民館 東出雲町意宇南 5-3-1 電話：52-2364
- ・意東公民館 東出雲町下意東 765-35 電話：52-2055
- ・上意東公民館 東出雲町上意東 1982-2 電話：52-2870
- ・日吉ふれあい会館 八雲町日吉 151-2 電話：54-2211

6)病気の相談

- ・難病支援センター 出雲市塩冶町 223-7 電話：0853-24-8510
- ・松江市保健センター（障がい者生活支援センター） 乃白町32-2 電話：60-8161

2.眼科

- ・医療法人市岡眼科クリニック 古志原 5-17-18 電話：28-2211
- ・医療法人市岡眼科 松江市御手船場町 568 電話：22-3800
- ・高梨眼科医院 春日町 586-2 電話：61-4174
- ・医療法人 茗山会 清水眼科 上乃木 4-1-3 電話：22-1616
- ・古瀬眼科医院 大正町 401-6 電話：21-2816
- ・医療法人 山本眼科医院 大輪町 420-14 電話：25-5656
- ・いしはら眼科 東出雲町意宇東 2-6-7 電話：67-1002
- ・松江市国民健康保険来待診療所 穴道町上来待 213-1 電話：66-9051
- ・東出雲診療所 東出雲町揖屋 1137-1 電話：52-2264

3.ごみの出し方・分類

- ・問い合わせ：リサイクル都市推進課 電話：55-5678

1)ごみの出し方の基本

- ・家庭から出るごみは大きく分けて、もやせるごみ・金属ごみ・資源ごみ・粗大ごみの四つに分類しており、それぞれに出し方が決まっています。
- ・どの種類のごみも松江市指定袋に入れて、収集日の朝8時30分までに出してください。
- ・分別方法を間違えられたり、決められた場所（集積所）以外にごみを出されると、収集ができないだけでなく、資源化や適正な処理ができなくなりますので、ごみの分類ごとの出し方をご確認ください。
- ・犬・猫・カラス等の被害に遭わないよう排出者で注意してください。
- ・古紙類「新聞紙」「ダンボール」「本・ノート・折り込みチラシ・OA紙等」「紙パック」は、種類別に分けて紐で十文字に縛ってください。シュレッダー済み紙は、ナイロン袋に入れシ

ユレッターと明記してください。

・古着類は、ナイロン袋に入れて「古着」と明記してください。紐で縛る必要はありません。

2)もやせるゴミ

①もやせるごみとは

- ・生ごみ・紙おむつ（汚物は取り除く）・剪定枝・皮革製品・ガラス類・ゴム類・プラスチック製品（プラスチック製容器包装・ペットボトル以外）・陶器製品・木製品・蛍光管
- ・いずれも指定袋に入る大きさのものです。指定袋に入らない大きさのものでも、解体して指定袋に入る場合、「もやせるごみ」で出すことができます。

②もやせるごみの収集日

- ・週2回 ※お住まいの地区により、曜日が異なります

③ごみの出し方

- ・指定されている「もやせるごみ袋」を使用します。
- ・指定袋以外で出されたものは収集しません。
- ・指定袋は大きさが10リットル～45リットルまでありますので、ゴミの量に合ったものをスーパー、コンビニなどで購入して下さい。

④出し方のマナー

- ・生ゴミは水気をよくきってください。
- ・ガラスなどの割れ物や、先の鋭利なものは、新聞紙などに包んで、指定袋に「注意」と書いてください。
- ・ロープやホースなどは、50cmに切るか、ひもでしばってから指定袋に入れてください。
- ・蛍光灯については、ご家庭で割ることが危険を伴うため、購入時の筒に入れるなどして出してください。（長い蛍光灯は、袋からはみ出しても収集します）
- ・枝木（剪定枝）については、指定袋に入れにくいので、ひもでしばったものに、指定袋を巻きつけて出すことができます。（特別）

3)金属ごみ

①金属ごみとは

- ・おおむね金属で出来た製品や、周りは金属を使っていなくても、製品の中身に金属が使用してある製品で、指定袋に入る大きさのものです。
- ・指定袋に入らない大きさのものでも、解体して指定袋に入る場合、金属性のものは「金属ごみ」で出すことができます。

②金属ゴミ等の収集日

- ・月1～2回

③金属ごみの出し方

- ・指定袋以外で出されたものは収集しません。
- ・金属ごみ袋はもやせるゴミ袋と同じで、10リットル～45リットルがあります。スーパー

やコンビニ等で購入して下さい。

④出し方のマナー

・包丁、はさみなどの刃物類は、紙や布などに包んで指定袋に「注意」と書いてください。

⑤金属ゴミに関する質問例

Q メガネなどのレンズ・フレームは、ガラスやプラスチックで出来ているものがありますが、そのまま出してもよいですか？

A メガネに限らず簡単に金属以外の素材を外せる場合は、出来るだけ分けて出してください。

Q 使い捨てライターはなぜ金属ゴミで集めるのですか？

A 収集車両や処理施設での火災防止のため、「金属ゴミ」で収集します。

Q 電池を使用している製品はすべて抜き取るのですか？

A 電池を使用している製品はすべて抜き取ってください。

Q さびている製品も出せますか？

A さびていても出せます。

⑥金属ゴミで収集しないもの（指定袋に入らないもの）

・パソコンは、「パソコンリサイクル」へ

・物干し竿、自転車など（粗大ゴミとして出します）

・充電式電池・ボタン電池は、販売店にお返しく下さい。（家電量販店などに回収ボックスが設置してあります。）

・充電式電池、リチウムイオン電池、ニッケル、水素電池、ニカド電池、ボタン電池、携帯電話、デジタルカメラなどの充電電池、ストーブ、ファンヒーター等は灯油や電池を必ず抜き取ってください。

4)缶、ビン等

・飲料や缶詰などの空き缶、空き瓶は、スーパー、公民館等に設置されているリサイクルステーションに持ち込みください。

・空き缶、空き瓶の中は水ですすいでください。

・スプレー缶、カセットボンベは中のガスを抜いて金属ゴミとして捨ててください。

5)粗大ゴミ

①粗大ゴミとは

・タンス、スキー板、自転車、オルガンなど。

・指定袋に入らない大きさのものでも、解体して指定袋に入る場合には「もやせるゴミ」「金属ゴミ」で出すことができます。

・大人2人で持てない重さのもの（おおむね50kg以上）は、収集できません。

②粗大ゴミの出し方

・電話などで収集の申込をします。出す場所と収集日を受付担当者と決めていただきます。

- ・収集日に「市役所連絡済み」と記入した紙に氏名を書いて排出場所に出してください。
- ・粗大ごみ処理センター 電話：27-1570 月曜日～金曜日（祝日除く）
時間 8：30～17：00

4.虐待防止・人権・権利擁護

1)虐待防止、人権に関する相談

- ・松江市障がい者虐待防止センター 平日 08:30-17:15 電話：55-5236
時間外連絡先 電話：55-5555（市役所当直）
- ・島根県障がい者権利擁護センター 平日 8:30～17:15 電話：22-6685
- ・島根県障がい福祉課 電話：22-6685
- ・島根県障がい福祉課の時間外連絡先 夜間・休日 電話：080-5752-1745
(留守番電話)

2)権利擁護等の相談窓口

- ・松江市社会福祉協議会 生活支援課 地域生活支援係 千鳥町 70 電話：21-5773
主な相談内容：福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)
- ・島根県弁護士会 母衣町 55-4 松江商工会議所ビル 7階 電話：21-3225
主な相談内容：成年後見制度に関する相談
- ・リーガルサポートしまね支部 南田町 26 島根県司法書士会内 電話：24-2005
主な相談内容：成年後見制度に関する相談(受付のみ)
- ・松江成年後見センター事務局 西持田町 362-42 周藤社会福祉士事務所内
電話：55-2144
主な相談内容：成年後見制度に関する相談

5.選挙・投票の方法

1)事前の選挙情報の入手

- ・松江市選挙管理委員会に選挙の前に連絡すると、点字の選挙広報を送ってもらうことができます。
- ・問い合わせ：松江市選挙管理委員会 電話：55-5118

2)様々な投票の仕組み

①自宅等での投票

- ・身体障害者手帳をお持ちの方は、投票用紙等を請求して自宅等で投票する制度(投票用紙を選

拳管理委員会へ郵送等)を利用することができます。

- ・ご希望の方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。

②点字投票

- ・目が不自由な方は点字で投票できます。
- ・投票所には点字器があります。

③代理投票

- ・目や手が不自由なために記載が困難な方は、投票所で代理投票を申請することができます。

3)期日前(不在者)投票

①期日前投票ができる場合・条件

- ・期日前(不在者)投票ができる人・次のいずれかに該当する人可以です。(印鑑は不要)
- ・選挙当日に仕事や、親族等の冠婚葬祭の予定があるとき。
- ・選挙当日にレジャーや買い物等の私用で自分の投票区の区域外に出かける予定があること。
- ・病気や出産、身体の障がいなどで、(投票所での)歩行が困難であること。
- ・他の市町村に引越して間がない人(選挙の種別で条件が異なる)

②期日前投票の期間と場所

- ・期日前(不在者)投票ができる期間は、当該選挙の公示(告示)日の翌日から選挙当日の前日まで、時間は午前8時30分から午後8時までで、期間中は土・日曜日と同様です。
- ・期日前(不在者)投票所は各選挙ごとに定めますが、通常は松江市役所本庁及び各支所内に設置します。詳しくは市報等でお知らせします。

6.生活支援用具

- ・視覚障がいのある方の生活を支援する様々な用具の用途・メーカーなどを以下に記載します。
- ・詳細はライトハウスライブラリーにご相談ください。
- ・補装具、日常生活用具については第2章をご覧ください。
- ・問い合わせ：ライトハウスライブラリー 電話：24-8169

1)歩行を支援するグッズ

①白杖(はくじょう)

- ・見えない方、見えにくい方が持ち歩く白、または黄色の長い杖です。
- ・折りたたむことができるものとそうでないものがあります。素材は軽金属、グラスファイバーなど様々です。

②歩行時間延長信号機用小型送信機

- ・カードサイズの専用端末を持ち歩き操作することで、受信器のあるエリアで青色の点灯時

間を長くしたり、信号機のボタンを直接押すことなく遠隔で操作したりできます。
【代表的なもの】シグナルエイド3

2)調理関連用具

①電磁調理器

・ボタンを押すとぴっぴっと音がするもの、音声ガイド付きのがあります。
【代表的なメーカー】パナソニック株式会社、アイリスオーヤマ株式会社

②音声ガイド付き炊飯器

・音声ガイド付き炊飯器があります。音声ガイドが付いているものは、下に紹介するメーカーの製品でも、一番グレードの高いものです。
【代表的なメーカー】三菱電機株式会社

③調理用具

・黒いまな板、倒してもこぼれにくい醤油さしなど、様々な調理用便利グッズがあります。

3)見えにくい方の読み書きを支援する用具

①拡大読書器

・文字を拡大して読み書きするためのもので、主に読書に使われるため拡大読書器と呼ばれます。
・画面に映しながら本を読んだり書き物をしたりするための卓上型、出先で必要な部分だけを画面に映して読み書きするための携帯型があります。
・卓上型のものでは、読みあげ機能が付いたものもあります。複数のメーカーから発売されていますし、見え方によって使いやすいと感じられるものも違いますので、実物を手にとってご覧になることをお勧めします。

②ルーペ

・読み書きをするときに、文字を拡大して読む虫めがねのようなものです。実物をご覧になり、目の状態に合わせてお選びください。

③ 単眼鏡

・黒板に書かれた文字を読むときのように、離れた場所の文字を読むために使うレンズです。実物をご覧になり、目の状態に合わせてお選びください。

4)音声で情報を得るための用具

①画面読み上げソフト

・ウィンドウズパソコン（Mac非対応）に、画面読み上げソフトをインストールすることで画面に表示されている文字を読みあげます。文字拡大、白黒反転機能も充実しています。
・見えない状態、見えにくい状態、画面の文字を追いかける状態の方でもホームページを読んだり文書を作成したりできます。別売りのメールソフトを買うと、メールの読み書きもできます。ウィンドウズのバージョンに合わせてお選びください。

【代表的なもの】PC トーカー

②音声ガイド付き携帯電話

- ・携帯電話で、メニュー、メール、ホームページを読み上げる携帯電話です。文字拡大機能、白黒反転機能も充実しています。

【代表的なもの】docomo らくらくホンシリーズ、au 簡単ケータイシリーズ

③音声ガイド付きスマートフォン・タブレット

- ・画面に触れる度に、触れた部分に表示されている文字を読みあげます。文字拡大、白黒反転が簡単な操作でできることから注目されています。

【代表的なもの】iPad、iPhone

④デジター専用再生機

- ・デジターという規格に沿って作成された電子図書を聞くことができます。音楽も再生可能です。録音、編集ができるものもあります。多機能な卓上型、出先でデジター図書を聞くための携帯型があります。
- ・デジターはデジタル録音図書のための国際標準規格で、これに沿って作られた図書は見出しごとの移動、しおりの挿入ができる、などの機能があります。
- ・デジター図書を再生するには、専用再生機が必要です。ライトハウスライブラリーで、デジター図書を貸し出しています。
- ・サピエというサイトには、膨大な数のデジター図書が所蔵されており、このサイトから好みの図書をダウンロードできます。サピエについては第8章を参照してください。

【代表的なもの】プレクストークリンクポケット PTP1/LINK プレクストークPTR2

⑤活字文書読みあげ装置

- ・音声コードの付いた書類を機械にセットすると、書類の内容を音声で読み上げます。QRコードを読みあげられるものもあります。
- ・音声コードは、紙の隅に印刷される切手大の2次元コードで800字格納できます。パソコンに作成ソフトをインストールすると、マイクロソフトワードを使える方なら誰でも作成可能です。
- ・松江市では、音声コードの広報を提供しています。

【代表的なもの】スピーチオライフベーシック、テルミー

⑥ICタグレコーダー

- ・専用のタグにタッチすると、予め自分の声で登録した言葉を再生します。洗濯できるタグもあります。食品の賞味期限が分かるようにしたり、CDのタイトルを区別したりするときに使われます。

【代表的なもの】タッチメモ、ものしりトーク

5)点字で情報を得る用具

①点字ディスプレイ

- ・点字図書は、パソコンで入力され、点字プリンターで印刷されることで作られます。点字ディスプレイはパソコンで入力された点字を表示したり、点字入力でメモを取ったりするものです。音声ガイド付きのものもあります。
 - ・パソコンとの接続に便利な卓上型、出先での読書に便利な携帯型があります。
 - ・画面読み上げソフト、活字を点字に変換するソフトの両方をインストールしたパソコンに接続すると、画面に表示されている文字を点字で表示します。
- 【代表的なもの】ブレイルメモポケット、ブレイルメモ32

6)紙に点字を書く用具

①点字タイプライター

- ・専用用紙（点字用紙）に点字を打ち込むための機械です。電源は必要ありません。入力方法は機種によって様々です。
- 【代表的なもの】パーキンスブローラー、テラタイプ

②点字器

- ・点字用紙を挟み、点字を打ち込む道具『点筆（てんぴつ）』とセットで使い、一つ一つ点を打ち込みます。葉書、専用テープに点字を打ち込めるものもあります。
 - ・大きいサイズの点字を打ち込めるものもあります。B5 サイズの用紙に対応したもの、ペンケースくらいの大きさのものが一般的です。
- 【代表的なもの】標準型点字器

7)その他の便利グッズ

①盲人用時計

- ・音声で時間を知らせるもの、手で針に触れて確認するもの（触読式）があります。音声時計は据え置き型、腕時計があります。

②しゃべるテレビ

- ・テレビの一部に音声ガイドが付いており録画予約などのメニュー、番組表を読みあげます。
- 【代表的なメーカー】パナソニック株式会社、三菱電機株式会社

③音声付電子体温計

- ・市販の体温計で、測定結果、測定手順を音声とブザーで知らせます。
- 【代表的なもの】音声付電子体温計 MC-174V

④音声体組成計

- ・市販の体組成計で音声ガイド付きのものがあります。体重、体脂肪率、筋肉量などの測定結果、設定手順を読みます。イヤホンを付けることもできます。
- 【代表的なもの】タニタ体組成計

7.松江市広報

- ・松江市では、目の不自由な方のために「市報松江・点字版」、「市報松江音声コード版」を作成しています。
- ・音声コード版は、隅に音声コードを印刷した葉書を13枚程度封筒に入れた状態でお届けします。何月号か区別できるように、表紙に点字と浮き出し文字で発行年月を表記しています。
- ・音声コードについては、6節「生活支援用具」を参照してください。点字版は主な内容を抜粋したものです。点字両面印刷で20枚程度のものがライトハウスライブラリーから送られます。

【問い合わせ先】 松江市障がい者福祉課 電話：55-5304

第2章 見えない方・見えにくい方に関連する福祉制度

1. 身体障害者手帳の交付

1) 身体障害者手帳

- ・身体に障がいのある方が、申請に基づき障がいの種類・等級に該当すると認められた場合に県知事から交付される手帳で、この手帳を取得することで各種の福祉サービスを受けることができます。

2) 障がいの等級

- ・障がいの程度に応じて1級から6級に区分され、等級によって利用できる福祉サービスの内容が異なります。

3) 障害者手帳の手続き

① 障害者手帳の手続きが必要な場合

- ・新規申請（初めて手帳を申請するとき）、再交付 ・障がいを変更するとき
- ・障がいの程度が変わったとき・他の障がいが増えたとき
- ・再認定のとき ・紛失・破損したとき ・写真をはりかえるとき
- ・居住地を変更するとき ・氏名を変更するとき ・手帳を返還するとき

② 手続きに必要なもの

- ・申請書、印鑑、写真、診断書、手帳

4) 手帳を申請する時に用意するもの

① 写真

- ・サイズ：タテ4cm×ヨコ3cm 上半身、脱帽、正面、1年以内に撮影したもの。
- ・家庭用プリンターを使用した場合は、鮮明で写真用の「厚口」または「特厚口」の用紙に印刷したものに限りです。

② 診断書

- ・診断書の様式は、障がいの種類によって異なるので、それぞれの診断書を作成してもらってください。
- ・診断書は、都道府県知事等による指定を受けた医師によって作成されたもの以外は無効です。島根県内の指定医についてはお問い合わせください。また県外で受診されている方は、その都道府県で指定されている医師であれば有効です。

5)申請から手帳交付までの注意

①申請以降の流れ

- ・申請書類は島根県へ送付して審査され、手帳交付までには2か月程度の期間を要します。また、診断書等に疑義があった場合は、県から書類が返還され、診断書作成医に確認を行った後、再審査されるため、さらに時間を要します。
- ・破損、紛失等による再交付申請の場合も手帳交付までに2か月程度の期間を要します。新たな手帳が交付されるまでは、現在お持ちの手帳をお使いいただくこととなります。

②転入された方

- ・松江市の障がい者福祉課または各支所市民生活課までお越しください。
- ・問い合わせ：松江市障がい者福祉課 電話：55-5945

③転出される方

- ・転出先の市町村で手続きが必要です。転出先の担当課で手続きを行ってください。

6)申請から手帳交付までの流れ

- ・指定された医師により受診、診断書作成
- ・申請手続き(申請書・診断書・印鑑・写真・既に交付された手帳を所持している方はその手帳)
- ・島根県にて審査が行われ、その結果が通知されます。
- ・月2回(概ね月の中日と月末)の締め切りをもとに、およそ2か月程度の期間を要します。
- ・審査結果を松江市より通知し、交付します。(非該当となる場合もあります)
- ・手帳の交付は、原則として申請窓口での受け取りとなります。

2. 補装具

①制度の概要

- ・身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすくするため、補装具を必要とする身体障がい者(児)に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。
- ・申請窓口：松江市障がい者福祉課 各支所市民生活課
- ・問い合わせ：松江市障がい者福祉課 電話：55-5945

②対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、補装具が真に必要と認められる方。
- ・介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付(貸与等)が優先されます。(介護保険の福祉用具では対応できない場合は、障がい者の補装具制度を利用できます。)
- ・入院中や施設入所中の方は対象外となる場合があります。

③費用負担

- ・原則として費用の1割が利用者負担となります。(市町村民税非課税世帯は無料)
- ・ただし、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

④対象品目

- ・盲人安全つえ ・義眼 ・眼鏡(コンタクトレンズ含む)

3. 日常生活用具

1)制度の概要

- ・障がい者(児)が日常生活をより円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。
- ・申請窓口：松江市障がい者福祉課 各支所市民生活課
- ・問い合わせ：松江市障がい者福祉課 電話：55-5945

①対象者

- ・市内に居住地を有する在宅の障がい者(児)で、別添「日常生活用具給付対象一覧」の対象者欄に掲げる方。
- ・ただし、介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付(貸与等)が優先されます。

②費用負担

- ・原則として費用の1割が利用者負担となります。(市町村民税非課税世帯は無料)
- ・ただし、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。
- ・世帯の範囲は、対象者が18歳以上の場合は「本人及び配偶者」、18歳未満の場合は原則として「本人と父母及び住民票上の世帯全員」です。
- ・各用具ごとに定められた基準額を超えた部分については、利用者負担となります。

③耐用年数

- ・日常生活用具には、用具の種類ごとに耐用年数が定められています。
- ・原則として、耐用年数内の再給付は認められません。
- ・日常生活用具給付制度では、用具の修理は対象外です。

④申請に必要な書類等

- ・印鑑 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・日常生活用具給付申請書
- ・世帯状況等申告書 ・医師作成の診断書または意見書(該当用具のみ)
- ・このほか、年金等非課税収入額の方かる書類などが必要な場合があります。
- ・購入後の申請は給付対象外となります。必ず事前に申請してください。

⑤申請から用具引き渡しまでの流れ

- ・申請手続き→ 見積書などを依頼、発行→ 給付決定通知(給付券発行)→ 給付券を渡し、自己負担分を支払い→ 用具の引き渡し

2)情報・意思疎通支援用具

①パーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト等

- ・パーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト等で障がい者(児)が容易に使用し得るもの。
- ・学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、上肢障がい2級以上又は視覚障がい2級以上のもの。
- ・耐用年数：6年 基準額：100,000円

②点字ディスプレイ

- ・文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。
- ・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がい2級以上であって、必要と認められるもの。
- ・耐用年数：6年 基準額：383,500円

③点字器標準型

- ・A 32マス18行、両面書真鍮板製(点筆付属)
- ・B 32マス18行、両面書プラスチック製(点筆付属)
- ・学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいを有するもの
- ・耐用年数：7年 基準額：10,700円(真鍮板) 6,800円(プラスチック板)

④タイプライター

- ・視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
- ・学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる方に限る)
- ・耐用年数：5年 基準額：63,100円

⑤視覚障がい者用活字文書読上げ装置

- ・文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
- ・学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの。
- ・耐用年数：6年 基準額：99,800円

⑥視覚障がい者用ポータブルレコーダー

- ・音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの
- ・学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの。
- ・耐用年数：6年 基準額：85,000円（録音再生機） 35,000円（再生専用機）

⑦視覚障がい者用拡大読書器

- ・画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。
- ・学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。
- ・耐用年数：8年 基準額：198,000円

⑧盲人用時計

- ・視覚障がい者が容易に使用し得るもの
- ・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの
- ・耐用年数：10年 基準額：10,300円（触読式） 13,300円（音声式）

⑨点字図書

- ・点字により作成された図書
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)
- ・基準額：市長が必要と認められた額

3)自立生活支援用具

①火災警報器

- ・室内の火災を煙又は熱により感知し、音、光又は臭いを発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいの程度が2級以上のもの
- ・耐用年数：8年 基準額：15,500円

②自動消火器

- ・室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいの程度が2級以上のもの
- ・耐用年数：8年 基準額：28,700円

③電磁調理器

- ・障がい者が容易に使用し得るもの
- ・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
- ・耐用年数：6年 基準額：41,000円

④歩行時間延長信号機用小型送信機

- ・視覚障がい者が容易に使用し得るもの
- ・学齢幼児以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの
- ・耐用年数：10年 基準額：7,000円

4)在宅療養等支援用具

①盲人用体温計(音声式)

- ・視覚障がい者が容易に使用し得るもの
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
- ・耐用年数：5年 基準額：9,000円

②盲人用体重計

- ・視覚障がい者が容易に使用し得るもの
- ・18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚障がいに係る障がいの程度が2級以上のもの(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)
- ・耐用年数：5年 基準額：18,000円

5)日常生活用具の相談、購入の窓口

- ・ライトハウスライブラリーでは、日常生活用具全般について、NPO法人プロジェクトゆうあいでは、情報機器を中心として、相談、購入の窓口となっています
- ・ライトハウスライブラリー 電話：24-8169
- ・プロジェクトゆうあい 電話：32-8645

4.居宅介護・移動支援

1)居宅介護・移動支援の概要

- ・市の専門相談員がご本人の心身や生活の状況等をもとに支援計画を作成し、居宅での介護、移動に関する支援について市の基準に照らして、1月に必要な時間数(支給量)を決定します。

- ・お近くの介護施設・ヘルパーステーションについては、障がい福祉課まで問い合わせ下さい。
- ・申請窓口：松江市障がい者福祉課 各支所市民生活課
- ・問い合わせ：松江市障がい者福祉課 電話：55-5241

2)居宅介護(ホームヘルプ)の内容

- ・身体介護 入浴、排せつ、食事等の介護
- ・生活等に関する相談、援助
- ・家事援助 調理、洗濯、掃除等の家事

3)移動支援の内容

- ・通院介助 通院や官公署、相談支援事業所等での手続きのための屋内外における移動の介助
- ・目的地での手続き等
- ・乗降介助
- ・通院等のための乗車又は降車の介助

4)障がい区分

- ・障がい程度区分 1 以上 (障がい1号はこれに相当する心身状態)。区分は認定調査により決定。
- ・通院介助(身体介護を伴う)の場合は、次の要件を満たすこと
 - (1)区分 2 以上。(2)障がい程度区分認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれかで介助等が必要な状態。有効期間 1 年間(継続申請可)。

5.盲ろう者通訳介助員派遣制度

1)島根県盲ろう者通訳・介助員派遣事業の概要

- ・視覚障がいと聴覚障がいを併せ持つ方が公的機関・医療機関へ出向く場合等に、通訳・介助員を派遣します。
- ・申請・問い合わせ：島根県障がい者社会参加推進センター 電話：32-5972

2)島根県盲ろう者通訳・介助員派遣事業の料金、利用方法

- ・利用料：無料。
- ・通訳・介助員の自宅から利用者宅への交通費実費が 2,000 円を超える場合は、超えた部分について利用者が負担する必要があります。また、利用者と通訳・介助員が同行中の旅費等は通訳・介助員にかかる分を含めて利用者の負担となります。
- ・派遣申込：事前に島根県へ申請・登録しておく必要があります。
- ・登録されると利用券が交付されます。

6.盲導犬の貸与

1)盲導犬とは

- ・盲導犬は、視覚に障がいのある方の歩行を助けてくれる大切なパートナーです。また、それによって自立生活を大きく支え、そして、行動範囲を広げてくれる大切な存在でもあります。
- ・盲導犬の使用については、まったく見えない方だけではなく、見えにくい方もそれぞれに合った訓練を経て、盲導犬との生活を実現することができます。
- ・島根県では、平成13年度より、身体障がい者補助犬育成事業を開始し、県からの貸与という形で盲導犬を持つことができます。ライトハウスライブラリーでは、この事業の委託を受けて貸与希望者の受付を行っています。
- ・盲導犬の使用を希望する方を募集しています。

2)盲導犬貸与の条件

- ・視覚障がい者で1級、または2級の身体障害者手帳をお持ちの方。
- ・貸与にあたり、訓練施設で盲導犬と生活を共にしながら使用方法を学ぶ、1カ月程度の共同訓練を受けられること。
- ・共同訓練の食費や宿泊費など、盲導犬育成に要する費用については島根県が負担しますが、その他について若干生じる諸雑費を負担できること。
- ・問い合わせ先：ライトハウスライブラリー 電話：24-8169

7.NHKの受信料減免

- ・次の障害者手帳の区分等に該当する場合は、NHK放送受信料の減免を受けることができます。

①全額免除

- ・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税。

②半額免除

- ・視覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合、重度の身体障がい者で身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が1級または2級の方が、世帯主である場合。

③免除の手続き

- ・免除申請に必要なもの：申請書・印鑑・身体障害者手帳。
- ・申請窓口：松江市障がい者福祉課 松江市生活福祉課 各支所市民生活課
- ・問い合わせ：松江市障がい者福祉課 電話：55-5304

8.電話・郵便等の料金割引

1)番号案内料金の免除

- ・免除対象者：身体障害者手帳保持者、視覚障がい1級～6級。
- ・割引内容：NTT 固定電話の電話番号案内が無料になります。
- ・申し込み・問い合わせ：NTT の各支店営業所。

2)携帯電話の割引サービス

- ・対象者：身体障害者手帳保持者、視覚障がい1級～6級。
- ・割引内容：基本使用料や通話料などの割引（電話会社により割引率が異なります）
- ・申し込み・問い合わせ：各携帯電話会社（取り扱い店）

3)郵便料金の減免 ※点字が使われているものであれば健常者でも対象になります。

- ・無料のもの：点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物。
（封内容物が確認できるよう封の端を開けておく必要があります）
- ・半額のもの：点字ゆうパック、心身障がい者用ゆうメール。
- ・申し込み・問い合わせ：郵便局

9.税金の減免処置

- ・障がいのある方は障がい者控除をはじめ、さまざまな特例を受けることができるだけでなく、障がい者を扶養している方も障がい者控除等を受けることができます。
- ・税の減免等に関しては税の種類によりこととなりますので、下記へお問い合わせください。
- ・所得税→個人課税部門 電話：21-7711
- ・住民税→松江市市民税課 電話：55-5151
- ・相続税→資産課税部門 電話：21-7711
- ・贈与税→資産課税部門 電話：21-7711
- ・マル優制度→各金融機関/郵便局等
- ・自動車税・自動車取得税→県東部県民センター 自動車・諸税グループ 電話：32-5626
- ・軽自動車税→松江市市民税課 諸税係 電話：55-5154

第3章 支援施設・関連団体

1. 視覚障がい者情報提供施設 ライトハウスライブラリー

①ライトハウスライブラリーの概要

- ・社会福祉法人 島根ライトハウス ライトハウスライブラリーは、目が不自由な方への点字・録音図書制作・貸し出しや情報提供、点字や白杖での歩行訓練、生活支援用具の展示販売、パソコンなどのリハビリを行う施設です。
- ・利用できる方：視覚に障がいのあるかたです。障害者手帳の有無は問いません。
- ・初めて利用される場合は、最初に利用者登録の手続きをして下さい。
- ・登録は、来館・点字文書・電話・FAX・Eメール、いずれの方法でもできます。
- ・利用登録されたかたには当館オリジナル情報誌「虹」の音声版を定期的にお送りしています。
- ・島根県内にお住まいの方には広報誌「島根県便り」（カセットテープ版・デジCD版）を定期的に無料でお送りします。

②ライトハウスライブラリーの利用時間、問い合わせ

- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：土曜日、祝日、年末年始、毎月最終木曜日（図書資料整理日）
- ・問い合わせ：ライトハウスライブラリー 電話：24-8169
- ・E-mail：library@s-lighthouse.jp

2. 日本盲人会連合

- ・社会福祉法人・日本盲人会連合は、視覚障がい者による盲人福祉の充実、盲人の人権擁護、視覚障がい者の教育・就業・生活などの環境改善を目的として、1948年（昭和23年）に設立された社会福祉団体です。47都道府県と13の政令指定都市（17の政令指定都市のうち、新潟市、静岡市、浜松市と北九州市を除く）の60の「視覚障害者協会」で構成されています。
- ・「視覚障がい者の自立と社会参加」をモットーに、視覚障がい者のニーズを反映させるための陳情や請求運動を行うほか、会員同士の親睦会や研修会、点字図書や録音図書制作、さらに、点字器や白杖をはじめとした視覚障がい者福祉用品（盲人用具）の開発や購買活動などが行われています。
- ・ホームページ：<http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/>

3.松江市視覚障害者協会

- ・松江市視覚障害者協会は、視覚障がい者の生活文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和24年（1949年）に設立された団体です。会員数は約100名です。
- ・4月に行われる定期総会・福祉大会をはじめ、顧問懇談会（当協会顧問を招いて、松江市の福祉問題について語り合う）、年忘れお楽しみ交流会などの各種行事を通して、会員相互の意見交換を図るとともに交流を深めています。
- ・上位団体である島根県視覚障がい者福祉協会や日本盲人会連合の主催する大会や行事にも参加しています。
- ・また視覚障がい者がより生活しやすくなるよう、松江市その他に要望・陳情も行っています。
- ・当協会への入会を希望される方、当協会の活動について詳しく知りたい方は、会長 本山裕志 電話090-3376-5533 までご連絡ください。

4.JRPS山陰支部（日本網膜色素変性症協会）

- ・患者、学術研究者、支援者の三者が一体となって、治療の確立、生活の質の向上を目指して活動をしています。
- ・年間の活動として、総会・医療講演会&相談会・一泊交流会・地域単位の花見会・スポーツ・支部通信発行などを行っています。現在会員数は約70名です。同じ病気のみなさんと交流をしたり情報交換をすることが、日ごろの生活の質(QOL)の向上につながっていきます。
- ・支部長 安部利一 電話：0856-23-3326
- ・事務局長 奥 美和子 電話：090-6839-2120

5.しまね盲ろう者友の会

- ・しまね盲ろう者友の会は視覚、聴覚の両方に障がいのある方が情報交換する団体です。
- ・問い合わせ：原 朱美 方：古志原2丁目25-25
- ・電話：24-9948 FAX：24-7337 Eメール：mail@shimane-db.jp

6.島根ハーネスの会

- ・島根ハーネスの会は2000年7月に島根県内に住む盲導犬のユーザー（使用者）とボランティアが集まり、盲導犬を中心とした補助犬事業の普及と理解を願い設立された、盲導犬使用者の横の連携をはかり情報交換を行う会です。

- ・2013年1月31日現在、島根県には10頭の盲導犬が活躍しており、その内松江市には3頭の盲導犬が活躍しています。
- ・2002年に身体障がい者補助犬法が施行され、社会の中でも補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）に対する理解も深まってきましたが、まだまだ目指すべきバリアフリーな社会環境には道なればであり、さらなる活動や支援が望まれています。
- ・島根ハーネスの会ホームページ <http://www.shimane-harness.jp/>
- ・会の活動についてお問い合わせは、島根ハーネスの会事務局までメールにてお尋ね下さい。
- ・E-mail info@shimane-harness.jp

7. 島根県立盲学校

- ・島根県立盲学校は、視覚障がい者に対する教育機関です。
- ・小学部、中学部、高等部本科普通科、高等部本科保健理療科、高等部専攻科理療科、高等部専攻科保健理療科が設置されています。高等部本科保健理療科、高等部専攻科理療科、高等部専攻科保健理療科は、「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」の国家資格を得るために学ぶ職業教育課程です。また、見え方が気になるお子さんから大人の方までを対象に相談・支援を行っています。
- ・問い合わせ：西浜佐陀町468 電話代表：36-8221 教育相談：36-8077
臨床実習室：36-8056 寄宿舍：36-8224

第4章 町を歩く手掛かり

1. 誘導鈴設置施設

1) 誘導鈴とは

- ・誘導鈴（盲導鈴）は、視覚障がい者を安全に建物の入口等に誘導するための音声 誘導装置（誘導チャイム）。通常、高低の2音を組み合わせた電子チャイムが用いられます。公共施設の入口等に設置されるが、鉄道車両への取り付けも見られるようになっています。

2) 誘導鈴のある施設

①官公庁

- ・島根県庁本庁舎 ・島根県庁南庁舎 ・島根県庁東庁舎 ・松江市役所 ・松江税務署
- ・ハローワーク ・島根県松江合同庁舎

②公共施設

- ・くにびきメッセ ・松江市総合文化センター ・松江市立病院 ・JR松江駅
- ・いきいきプラザ島根

③福祉・医療施設

- ・松江赤十字病院 ・ライトハウスライブラリー ・松江市総合福祉センター
- ・松江市立病院

④金融機関

- ・山陰合同銀行 松江市役所出張所

2. エスコートゾーン・音響信号のある交差点

1) エスコートゾーン

① エスコートゾーンとは

- ・視覚障がい者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）は、横断歩道中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ（突起体）を敷設した設備を指します。いわゆる交差点の中の点字ブロックで、視覚障がい者の道路横断を支援するために開発されたものです。

② エスコートゾーンのある交差点

- ・交融橋交差点 ・宍道湖大橋北詰め交差点 ・松江市役所北東の交差点

- ・サンラポーむらくも南東の交差点 ・島根県物産観光館南東の交差点

2)音響信号・押しボタン信号の交差点

①音響信号とは

- ・音響装置付信号機は、視覚障がい者用交通信号付加装置が付加された交通信号機のこと、交差点の方向によって、音が変わります。

②音響信号のある交差点

- ・みしまやヴェルデ中原店南東の交差点 ・松江しんじ湖温泉入口交差点
- ・小泉八雲記念館前交差点 ・松江市役所前交差点 ・幸橋交差点
- ・島根県物産観光館南西の交差点 ・カラコロ工房南東の交差点 ・北公園南交差点
- ・くにびき大橋北詰交差点 ・宍道湖大橋南詰交差点 ・豎町交差点 ・寺町交差点
- ・山陰合同銀行松江駅前支店南側の交差点 ・NHK松江放送局南西の交差点
- ・松江駅北側の交差点 ・くにびき道路NTTドコモ前交差点

③押しボタン信号のある交差点

- ・島根県庁南側の交差点 ・武家屋敷東側の交差点 ・松江保険所南側付近
- ・北田町から南へ約100メートル付近の交差点 ・天神橋ロータリー南づめ付近
- ・みしまや雑賀町店前付近の交差点 ・豎町交差点から東へ約70メートルの交差点
- ・イオン松江店北西の交差点

④押しボタンかつ音響信号のある交差点

- ・宍道湖しじみ館南側の交差点 ・島根県立美術館東の交差点 ・イオン松江店西側の交差点
- ・相生町松江本郷郵便局前交差点 ・新大橋南づめ付近交差点
- ・作橋南づめから南へ約60メートル付近の交差点

⑤エスコートゾーンかつ音響信号のある交差点

- ・県庁南入口交差点 ・島根県庁東側の交差点 ・幸橋交差点北側の交差点
- ・点字図書館南西の交差点 ・サンラポーむらくも南西の交差点 ・総合体育館前交差点
- ・赤十字病院北西の交差点 ・松江北消防署前交差点
- ・米子町交差点 ・朝日町交差点 ・相生町交差点 ・くにびき大橋南詰交差点

3.各交通機関の割引制度

1)路線バス優待バスカード制度

- ・松江市にお住まいの障害者手帳または被爆者健康手帳をお持ちの方に、市内の路線バスが無料で乗車できる『優待バスカード』を発行します。

①対象路線バス

- ・松江市交通局(レイクラインを除く)

- ・一畑バス株式会社(高速バス、空港・隠岐汽船連絡バス・松江境港直行バスを除く)
- ・日ノ丸自動車株式会社 松江～米子間の路線バス

②割引の内容

- ・優待シール別の介護者割引（青色での介護者割引はありません）
- ・赤色：介助者1名無料 黄色：介護者1名半額
- ・重度障がいのため、屋外の移動に2人介護者が必要な方には介護者用の優待バスカードを別に発行いたします。詳しいお問合せは、障がい者福祉課または市民生活課まで。
- ・問い合わせ： 松江市障がい者福祉課 電話： 55-5304

2)公共交通機関の料金割引

①公共交通機関の割引

- ・公共交通機関では乗降時に運転手へ身体障害者手帳を提示したり、切符が必要なものは購入時に窓口で手帳を提示することで割引が受けられます。
- ・予約が必要なときには、予約時に手帳を持っていることを申し出てください（手帳番号の確認を求められる場合があります）。
- ・対象：身体障害者手帳(1級または2級)所持者。

②タクシーの割引

- ・身体障害者手帳または療育手帳を所持している方は、タクシー料金を支払うとき、手帳を提示すると、運賃の10%割引を受けることができます。

③JRの割引

- ・片道の移動距離が100キロを超える場合、運賃の50%割引を受けることができます。
- ・介護者同伴の場合は100キロ未満でも割引対象になります
- ・特急券は割引対象とはなりません。

④航空運賃

- ・各航空運送業者により割引率等が異なりますので、お問い合わせください。

⑤バス、一畑電車、隠岐汽船

- ・高速バス、一畑電車、隠岐汽船の運賃については割引対応しており、介護者も含め運賃の50%割引を受けることができます。

3)通院交通費助成制度(タクシー利用料助成)

- ・重度の障害者手帳を所持する在宅の方が、通院・リハビリ・松江市役所（各支所）での手続き等でタクシーを利用する場合、1回乗車で500円助成の利用券を6枚/月交付します。

第5章 その他施設・企業の取り組み

1.各金融機関の取り組み

1)山陰合同銀行

①ごうぎん点字サービス

- ・目の不自由な方の預金取引について、新規契約の内容・残高・満期のご案内などを点字によりお知らせします。

②通帳・証書点字サービス

- ・通帳・証書に科目・口座番号などを刻印する通帳・証書点字サービスをご利用いただけます。

③視覚障がい者対応 ATM

- ・視覚障がい者対応 ATM は、ATM に音声案内用ハンドセットが付属しており、操作手順を音声により確認できる ATM です。

④松江市内の視覚障がい者用 ATM の設置一覧

- ・本店営業部 ・北支店 ・県庁支店 ・県庁南庁舎 ・県庁南庁舎第2
- ・松江市役所ロビー第2 ・松江北資産運用プラザ ・殿町 ・松江駅前支店
- ・松江一畑百貨店 ・玉造厚生年金病院 ・松江市立病院 ・松江生協病院
- ・松江赤十字病院 ・津田支店 ・古志原支店 ・揖屋支店 ・島大前支店 ・法吉支店
- ・鹿島支店 ・玉造支店 ・宍道支店 ・宍道ショッピングスクウェア・ベル
- ・マルマン茶山店 ・みしまや田和山店 ・ホック揖屋店 ・アイパルテ
- ・マルマン津田店 ・竹矢代理店

⑤松江市内の点字ブロック設置店舗一覧

- ・本店営業部 ・北支店 ・法吉支店 ・八雲代理店 ・宍道店

⑥窓口での手数料の割引

- ・視覚・聴覚や運動機能障がいのために ATM のご利用が困難なお客さまを対象に、窓口での振込手数料を ATM でのお振込手数料と同額に引き下げています。

2)島根銀行

①スロープ設置店舗一覧

- ・本店営業部 ・津田支店 ・黒田支店 ・上乃木支店 ・学園通支店

②音声ガイダンス機能付 ATM 設置店舗一覧

- ・本店営業部 ・学園通支店 ・松江生協病院 ・松江赤十字病院

③窓口での手数料の割引

- ・視覚・聴覚や運動機能障がいのためにATMのご利用が困難なお客さまを対象に、窓口での振込手数料をATMでのお振込手数料と同額に引き下げています。

3)日本郵貯銀行

①年金配達サービス

- ・高齢や身体が不自由なため、窓口に出向いて年金などを受け取ることが困難な方に、年金などを支払い期ごとに自宅まで届けてくれます。

②ニュー福祉定期預金

- ・障害基礎年金や遺族基礎年金等の公的年金や児童扶養手当等を受給している方を対象に利率を優遇。

③点字によるサービス、設備

- ・通常貯金の取り扱い内容の通知 を点字で表示
- ・定額貯金や定期貯金の取り扱い内容の通知 を点字で表示
- ・振替の取り扱い内容の通知 を点字で表示 ・点字キャッシュカードの発行
- ・点字による商品やサービスの案内冊子の配備 ・点字表示や受話器を装備したATMの配備

④施設のバリアフリー化

- ・歩道などからATMコーナーや、店舗に入る通路に、点字誘導ブロックを敷設したり、店舗出入り口に段差を解消するためのスロープや手すりを設置しています。

⑤音声読み上げソフトへの対応

- ・インターネットサービスの「ゆうちょダイレクト」で、ホームページの音声読み上げソフトの利用が可能です。

⑥申込書等を自分で記入できない場合

- ・社員による代筆を行うなど、窓口でのきめ細かい対応に努めています。

⑦青い鳥郵便葉書の無償配布

- ・身体障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を20枚無料で配布しています。最寄りの郵便局にお問い合わせください。
- ・配布の対象：身体障がい者（1級又は2級の方）
- ・受付期間（平成24年度実績） 4月2日～5月31日

2. てくてくラジオ

① てくてくラジオとは

- ・発信機から約2～3メートルの範囲で微弱な電波が発信され、AMの1620kHzに周波数を合わせることで、発信機に録音した音声をラジオから聞くことができます。
- ・松江市内のいくつかの施設において、主にトイレやエレベーター前に発信機が設置されており、ラジオを持って近づくと、その場所を手を持ったラジオの音声で案内してくれます。
- ・AMラジオであればどのようなタイプのラジオでも利用できますが、受信距離はラジオの受信能力と周辺環境により変化します。
- ・問い合わせ：NPO法人プロジェクトゆうあい 電話：32-8645

② てくてくラジオの設置場所（松江市周辺のみ掲載）

- ・市民活動センター（スティックビル） ・松江中央郵便局 ・テクノアークしまね
- ・ニューアーバンホテル ・JR松江駅バスのりば ・一畑薬師

3. 生協しまねの取り組み

① カタログのリーディングサービス

- ・生協しまねでは、普段のお買い物もの方法として、毎週カタログをお届けしながら、商品の注文を頂き、翌週商品をお届けしています。その商品カタログをCD版の聴くカタログとして毎週お届けしているのがリーディングサービスです。
- ・リーディングサービスでは、野菜・果物・魚・調味料・お酒などの食料品と日用雑貨など、約1000点の商品のご案内がCDの中に入っています。お気軽にお問合せください。
- ・お問合せ：生協しまね 総合企画室 電話：27-6284

② 夕食の宅配

- ・毎週月曜日から金曜日まで、夕食の宅配も行っています。管理栄養士が考え、栄養バランスが整ったお弁当を夕方6時までに地域のスタッフが手渡しでお届けしています。
- ・夕食宅配についての問い合わせ 電話：0120-336-021

第6章 旅行に関する支援情報

1. JRの目の不自由なお客様への対応

1) 駅での係員の対応 ※駅は、松江駅に限らず一般的なすべてのJR駅について

- ・ 駅係員がご案内・お手伝いされます。改札口では、駅係員のいる通路をご利用ください。

2) 駅の主なバリアフリー設備

① 運賃表、テンキー付券売機

- ・ 運賃表にない駅までのきっぷをお求めの場合は、駅係員までお尋ねください。
- ・ 一部の駅では、金額の数字を押してきっぷを購入いただけるように、数字キーが付いているタッチパネル式券売機を設置しています。

② 警告・誘導ブロック、点字案内付き手すり

- ・ 注意を促す警告ブロック、進む方向を示す誘導ブロックをホーム及びコンコースに敷設しています。
- ・ 主な駅の階段やエスカレーターの手すりでは点字による案内を行っています。

③ 触知案内図

- ・ 駅構内の主な設備を点字によって案内しています。松江駅には改札口を出て右側に設置されています。
- ・ トイレ内の設備を点字によって案内しています。松江駅のトイレには設置されています。

④ 列車の利用について

- ・ 身体障害者補助犬法で定める盲導犬、介助犬、聴導犬については、無料でお連れすることができます（ただし、法に定める表示等を行っている場合に限りです）。
- ・ 到着駅などを車内放送でご案内いたします。その他、車内でののご案内は、車掌がさせていただきます。

3) JR松江駅のバリアフリー情報

① 駅全体について

- ・ 駅北口及び南口には、誘導鈴が設置されています。
- ・ また、点字ブロックも敷設されていて、段差なしでの移動可能です。
- ・ 触知案内図が北口入口入ってすぐの右側の柱にありますので、校内の施設が確認できます。北口からまっすぐに南口に通じています。駅は、東西に長いですので、方向も確認してください。
- ・ 駅前のバスターミナルには、乗り場別にてくらくラジオでの音声案内があります。AMラジ

音を1620khzに合わせると、乗り場ごとの行き先案内を聞くことができます。

②改札口から各乗り場まで

- ・1～4番のりばまでは、上り下りともにエレベーターが、設置されています。
- ・また、上りのみのエスカレーターもあります。階段には手すりに点字がついていますので、駅員の誘導が不要な方も安心です。ともに、乗り場(ホーム)のほぼ中央に着きます。

③のりば案内

- ・1番のりば(上り)：普通米子・鳥取方面
- ・2番のりば(上り)：寝台特急サンライズ出雲、東京方面、山陰本線特急、倉敷・岡山方面
- ・3番乗り場(下り)：特急、出雲市・江津方面
- ・4番のりば(下り)：普通出雲市・江津方面

④トイレ情報

- ・改札の外には、改札から50mほどの距離、待合所の近くにトイレがあります。西側シャミネの南よりにあり、トイレ付近に近付くと音声案内が流れます。
- ・左側(南)が男性用、中央に女性用、右側(北)に多目的トイレです。
- ・入口付近にはトイレ内の触地図があり、内部の様子が把握できます。
- ・改札内にもトイレがあります。

2. 松江/山陰バリアフリーツアーセンター

①バリアフリーツアーセンターとは

- ・NPO法人プロジェクトゆうあいとNPO法人トラベルフレンズとっとりでは、山陰地方(島根県、鳥取県)の旅をしたいという様々な障がいのある方に対して、観光施設、交通機関、宿泊施設等のバリアフリー情報を提供するとともに、人的なサポートのコーディネートを行う「松江/山陰バリアフリーツアーセンター」を共同で運営しています。
- ・各地の観光ボランティアガイド組織や、宿泊施設、交通事業者等と連絡をとりながら、それぞれのサポートサービスをつなぎあわせます。旅行する際に訪れるといいスポットのアドバイス、旅行日程、行程のアドバイス、宿や、飲食施設のご紹介を行っています。
- ・なお、松江市内につきましては、プロジェクトゆうあいが、松江市の委託を受けて独自にバリアフリー調査や、市内の観光事業者等へのバリアフリー研修を行っており、「松江バリアフリーツアーセンター」としての役割も担っています。
- ・ご相談、介助のコーディネートの費用は、無料となっています。
- ・問い合わせ：松江/山陰バリアフリーツアーセンター 電話：27-0915

②松江・島根のバリアフリー旅行情報サイト

- ・松江市、島根県内の観光スポットや、交通機関、宿泊施設等のバリアフリー調査をもとにした情報サイトを、NPO法人プロジェクトゆうあいが運営しています。旅の参考にしてください。「てくてく山陰」<http://tekuteku-sanin.com/>

3.JBOS(ジェイボス)=全国視覚障がい者外出支援連絡会

①JBOSの概要

- ・ JBOSは、視覚障がい者の生活の質を高めることを目的として、手引きボランティア活動を行っている全国ネットワークです。コンセプトは「いつでもどこへでも、出かけたいときに、出かけたいところへ。」です。
- ・ ガイドヘルプ制度や支援費制度が利用できる条件での移動は、制度を優先して活用していただくこととしています。ジェイボスは制度の枠外の外出を支援しています。

②利用の方法

- ・ 利用料は不要ですが、ボランティアが自宅を出てから帰るまでの交通費と、同行中の食費はご負担ください。その他、連絡費などとして若干必要な場合があります。経費については申し込み時に詳細をご確認ください。
- ・ 旅の日程が決まったら、なるべく早くご連絡ください。少なくとも2週間くらい前までには、ご依頼ください。移動の時のサポートはお手伝いしますが宿泊は原則一緒しません。
- ・ 深夜・早朝の依頼については、目的や行程により、お応えすることもあります。
- ・ コースや宿泊先は他の機関や業者にお尋ねください。
- ・ 視覚との重複障がいであれば、車いすユーザーもサポートします。
- ・ NPO法人プロジェクトゆうあいは、JBOSの山陰地方の窓口となっています。
- ・ 問い合わせ： NPO法人 プロジェクトゆうあい 電話：32-8645

第7章 防災情報

1. 防災メール

① 松江市防災メールの概要

- ・ 防災・災害などに関するお知らせや気象情報(気象予警報、地震情報など)を携帯電話のメールでお知らせします。視覚障がいのある方には、音声により情報提供を行います。

② 防災メールの登録方法

- ・ Eメールアドレス、bousai-matsue@xpressmail.jp あてに空メール(タイトル、本文を書かない)を送信してください。
- ・ 登録用メールが30分以内に届きます。免責事項をご確認のうえ、メール本文内に記載された登録用URLをクリックし、配信希望情報等を登録してください。

③ 視覚障がい者向け防災メールの登録方法

- ・ 登録用紙に記入し、防災安全課まで提出してください。(郵送可)
- ・ 登録して頂いた携帯電話または一般電話に音声情報により災害情報等をお知らせします。
- ・ 問い合わせ：防災安全課 電話：55-5174

2. 災害時の避難場所

① 避難するにあたって

- ・ 災害で自宅が倒壊または焼失して帰れない人や、自宅にいると危険な場合などのために、各学校や公民館などを避難場所に指定しています。
- ・ 高齢者、妊婦、障がいのある人のために、福祉避難所を指定しています。
- ・ 災害発生時には、必要に応じてこれらの施設に避難所を開設することになっていますので、災害対策本部の係員や施設管理者の指示に従って、冷静に行動してください。

② 福祉避難所の利用

- ・ 避難にあたっては、身の安全を確保することを最優先とし、まず市が開設した指定避難所に避難します。
- ・ その後、指定避難所において、市職員等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への受け入れ対象者を決めます。
- ・ スタッフの配置など受け入れ態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ受け入れます。(搬送は家族の方や地域支援者等をお願いすることになります。但し、家族の方などで搬送ができない場合など、状況に応じ福祉車両等での搬送も行います。)
- ・ 要援護者の介助者(原則1人)についても福祉避難所への避難は可能です。

3. 災害時要援護者避難支援登録制度

①災害時要援護者避難支援登録制度の概要

- ・災害が発生した時に、家族等の援助が困難でなんらかの助けを必要とする方を事前に登録し、避難のために必要な支援を地域等と連携しておこないます。
- ・申請窓口：松江市障がい者福祉課 各支所市民生活課
- ・問い合わせ：松江市防災安全課 電話 55-5690

②災害時に避難支援を受けるには

- ・対象となる方で登録を希望する方は登録申請してください。(登録要援護者)
- ・「避難支援者」を決めてください。
- ・避難支援者は、災害時に支援を要する登録要援護者に対する普段からの見守りや、災害時に一緒に避難していただくなどの支援をしていただく方です。
- ・避難支援者を決められない時は、市等に相談してください。
- ・登録をする為には、個人情報地域等へ提供することに同意していただく事が必要です。

③災害時要援護者避難支援登録制度の対象者

- ・身体障害者手帳・視覚障がいの他に、1人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の方(65歳以上)、要介護3以上の方などが含まれます。

第8章 ネットなどからの生活便利情報

1. 聞いて聞かせて(NHKラジオ)

- ・聞いて聞かせて ～ブラインド・ロービジョン・ネット～は、NHK ラジオ第2 放送で毎週日曜日に放送されている視覚障がい者向け情報番組です
- ・放送時間 日曜 19:30-20:00 ・再放送 次週日曜 7:30-8:00
- ・放送局 NHK ラジオ第2 放送

2. 島根ボイスネット (メールングリスト)

- ・島根ボイスネットは、島根県の視覚障がい者や関係者を中心として、誰でも入れるメールングリストです。パソコンでも携帯電話でも参加できます。
- ・問い合わせ：ライトハウスライブラリー 電話：24-8169
- ・E-mail library@s-lighthouse.jp

3. サピエ (ウェブサイト)

- ・「サピエ」は、視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワークです。「サピエ」は、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障がい者情報提供施設協会が運営を行っています。
- ・「サピエ」は、視覚障がい者等の個人会員 10,000 人以上が直接利用しています。
- ・また、全国の視覚障がい者情報提供施設(点字図書館)や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館など 240 を超える施設や団体が加盟して、5万人以上の視覚障がい者、そして、情報を必要とする多くの方々への情報サービスを行っています。
- ・サピエ図書館では、音声などでもわかりやすいホームページから、点字データ 13万タイトル以上、音声デイジーデータ 3万タイトル以上がパソコンや携帯電話によってダウンロードできます。しかも、各館が所蔵する 50万タイトル以上の膨大な資料が、オンラインリンクエースなどによって利用できます。また、必要なデータの集積を順次進めている「地域・生活情報」の利用やお役立ちリンク集などによって、さまざまな情報が得られるほか、図書館の製作に関する支援も行っています。※(直接利用の個人会員の利用は無料です)
- ・サピエ <https://www.sapie.or.jp>

4. えみスマイル（動画ウェブサイト）

- ・「えみスマイル」は、視覚障がいのあるプロジェクトゆうあいスタッフが出演するユーチューブの動画による番組です。見えない状態でも、使用できる情報機器の使い方を中心に紹介しています。2か月に1度、10日ごろに配信しています。今まで配信してきた「えみスマイル」は、ホームページからご覧いただけます。
- ・えみスマイル・バックナンバー
<http://www.project-ui.com/contents/emisumairu.html>
- ・問い合わせ：NPO法人プロジェクトゆうあい 電話：32-8645

<制作・発行>

特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい

島根県松江市北堀町35-14

電話：0852-32-8645 ファックス：0852-28-1116

<参考サイト>

- ・ JR おでかけネット⇒目の不自由なお客様／松江駅
<http://www.jr-odekake.net/eki/barrierfree.php?id=0640734>
- ・ 音声案内システムの案内所
<http://onseiannai.com/>
- ・ 松江市ホームページ
<http://www.city.matsue.shimane.jp/>
- ・ サピエ
<https://www.sapie.or.jp/>
- ・ JBOS
<http://jbos.jp/about/est.html>
- ・ 松江市障がい福祉ガイド きずな-
<http://www.city.matsue.shimane.jp/jumin/fukushi/guidebook/>
- ・ プレクストーク、デジタル録音図書、DAISY
<http://www.plextalk.com/jp/d-book/daisy.html>
- ・ 微弱電波音声案内システムてくてくラジオ
<http://tekuteku-radio.com/>
- ・ 山陰合同銀行⇒バリアフリーの取り組み
<http://www.gogin.co.jp/www/contents/1000000038000/index.html>
- ・ 中国電力⇒松江営業所
<http://www.energia.co.jp/matsue/index.html>
- ・ 島根銀行⇒お客さま利便性向上への取り組み／
http://www.shimagin.co.jp/company/ribensei_kojo.html
- ・ 公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根（旧 島根難病研究所）
<http://www.hsc-shimane.jp/>
- ・ てくてく山陰
<http://tekuteku-sanin.com/>
- ・ 生協しまね⇒リーディングサービス
<http://www.coop-shimane.jp/26.html>
- ・ 視覚障がい者情報提供施設 ライトハウスライブラリー
<http://www.lighthouse-lib.jp/>
- ・ 社会福祉法人 日本盲人会連合
<http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/>
- ・ 株式会社ゆうちょ銀行
<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>
- ・ NHK 聞いて聞かせて ～ブラインド・ロービジョン・ネット～
<http://www.nhk.or.jp/fukushi/shikaku/>